

【解答8】

昭和49年の狛江水害についての記述のうち、誤っているものはどれか？

- 1 台風16号による出水で二ヶ領宿河原堰左岸の堤防が決壊し、合計19戸の家屋が流出した
- 2 濁流の進路を変えるため、堰の爆破が9回にわたって行われた
- 3 狛江水害が契機となった多摩川水害訴訟は住民が河川管理者である国と施設管理者である川崎市を相手として行われた
- 4 多摩川水害訴訟において、国は国家賠償法第2条における管理瑕疵(かし)が肯定され住民が勝訴した

狛江水害は昭和49年9月1日の台風16号による出水で二ヶ領宿河原堰の左岸の堤防が決壊したことで起こりました。濁流の進路を変えるために9回にわたる堰の爆破が行われましたが、9月3日までに19戸の家屋が流出しました。

狛江水害によって提起された多摩川水害訴訟は、住民が河川管理者である国を被告として訴えました。判決の概要として、【①本件堰及び周辺河川管理施設は安全性に問題があった。】【②災害が発生することを予測することが可能であった。】とされ、国家賠償法2条における管理瑕疵が認められ住民が勝訴しました。

